

市・県民税、所得税の申告は正しくお早目に！

申告期限は

3月15日(火)

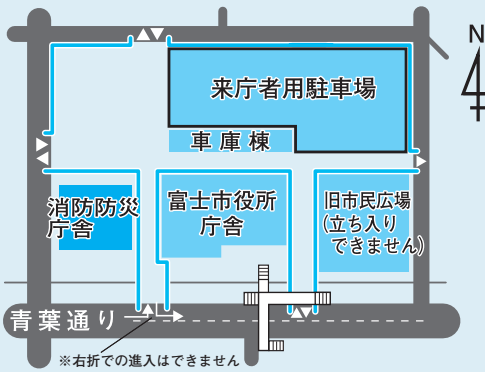
平成22年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。期限までに申告をお願いします。

なお、所得税の申告（確定申告）をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

※市・県民税と所得税では、申告会場が異なりますのでご注意ください。

※市・県民税の申告会場（出張受付会場を含む）では所得税の申告（確定申告）は受け付けませんのでご注意ください。

個人事業者の消費税・
地方消費税の申告期限は
3月31日（木）



●申告相談・受付●

とき／2月16日(水)
～3月15日(火)
9時～17時（土・日曜日は除く）
ところ／消防防災庁舎7階 大会議室



市・県民税

◆各地区まちづくりセンターでの出張申告受付

受付時間／9時～16時

3月						2月						とき					
14日(月)	11日(金)	10日(木)	9日(水)	8日(火)	7日(月)	4日(金)	3日(木)	2日(水)	1日(火)	28日(月)	25日(金)	24日(木)	23日(水)	22日(火)	21日(月)	18日(金)	まちづくりセンター
富士川	浮島	鷹岡	丘	大淵	神戸	岩松	富士駅北	富士駅南	富士南	田子浦	元吉原	原田	須津	吉永	天間	松野	

◎持ち物

- ① 印鑑
- ② 平成22年中の所得を証明できるもの（給与・年金・報酬などの源泉徴収票、事業主からの支払証明書、収支明細書、その他帳簿類）
- ③ 社会保険料控除証明書（国民

◆郵送による申告

申告書に住所、氏名、電話番号を記入し、上記「持ち物」中の必要書類を添付の上、提出してください。
※申告書には押印をお願いします。
※生命保険料・地震保険料の控除証明書以外の必要書類はコピーでも結構です。

【市・県民税申告書送付先】

〒417-18601
富士市役所市民税課

【市・県民税の問い合わせ先】

市民税課（市役所3階南）
☎(55)2734
☎(53)0974
※市・県民税申告書は、市民税課窓口及び各地区まちづくりセンターにあります。

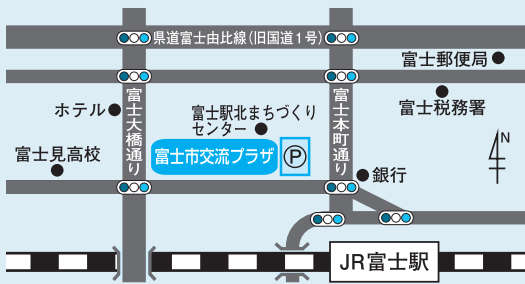
- ④ 身体障害者手帳や療育手帳など障害者であることを証明できるもの
 - ⑤ 控除対象となる医療費の領収書
- 年金保険料・国民健康保険税など）、生命保険料・地震保険料（旧長期損害保険料）控除証明書、寄附金などの支払証明書または領収書

所得税 (確定申告)



●確定申告会場●

とき／2月16日(水)
～3月15日(火)
9時～17時(土・日曜日は除く)
ところ／富士市交流プラザ2階
多目的ホール



会場では、主にパソコンを利用して、皆さん自身に確定申告書を作成していただきます。職員がアドバイスしますので、ご不明な点はお尋ねください。

なお、開設期間中は、富士税務署庁舎内では申告書などの作成指導は行いません。

駐車場は大変混雑することが予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

※申告会場は大変混雑します。申告書などはできるだけ自分で作成し、e-Taxで送信、または郵便などで提出してください。

※自宅のパソコンを利用して平成21年分の確定申告を行った人には、確定申告書は届きません。

※会場のパソコンを利用して平成21年分の確定申告を行った人には、確定申告書のかわりにはがき、または封書で、「平成22年分所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせ」を送付します。

◆郵送による申告

【確定申告書送付先】

〒416-8650

富士税務署

◆税理士による 無料税務相談

とき／

2月16日(水)～23日(水)

9時30分～12時

13時～16時

(土・日曜日は除く)

ところ／

富士商工会議所、鷹岡ま

ちづくりセンター

★対象

①平成21年分の所得金額が300万円以下の人

②消費税課税事業者は、平成20年分の課税売上が3000万円以下で、かつ①に該当する人

★持ち物

- ・平成22年分の所得税や消費税の確定申告書(会場にも確定申告書は用意してあります)
- ・源泉徴収票、各種控除の証明書・領収書など
- ・印鑑、預貯金口座番号のわかるもの、電卓、筆記用具
- ※譲渡所得、山林所得及び贈与税の申告をする人など、相談に対応できない場合がありますのでご注意ください。

◆インターネットで

【e-Tax】でも申告・納税!

e-Tax(国税電子申告)

・納税システム)

★自宅で電子申告

自宅から国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信できます。

★最高5000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書をつけて、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5000円の控除を受けることができます(平成19～21年分の確定申告で、この控除の適用を受けた人は除きます)。

★添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。ただし、確定申告期限から3年間、書類の提出や提示を求められることがあります。

★還付金が速やかに

e-Taxで申告した還付申告は早期処理されます(3週間程度で還付金が振り込まれます)。

注意

※e-Taxの利用には、開始届出書

の提出、電子証明書の取得(手数料が必要)、ICカードリーダーなどの購入など事前の準備が必要です。詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。
http://www.nta.go.jp

◆振替納税が便利

納税には、安全で便利な口座振替による納税がお勧めです。振替納税は、申告期限までに、「申告書」と「預貯金口座振替依頼書」を提出した場合に限り利用できます。

口座振替方法

「預貯金口座振替依頼書」に住所、氏名、金融機関名、口座番号、預貯金口座名などを記入し、金融機関への届け出印を押印して、税務署または金融機関に提出してください。

「預貯金口座振替依頼書」は、税務署や金融機関に備えてつけてあるほか、国税庁ウェブサイトからもダウンロードできます。

【所得税(確定申告)の問い合わせ】

富士税務署

☎(61)2460